平成２３年（フ）第６３号
青森県北津軽郡板柳町大字常海橋字沼田80番地４
債務者　山口　洋子
１　決定年月日時　平成23年８月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第８０号
青森県五所川原市相内137番地
債務者　吉田　富吉
１　決定年月日時　平成23年８月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１６９号
神奈川県横須賀市二葉１丁目８番６号　アーバンハイツ梓201
債務者　山口登美子
１　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１７７号
神奈川県横須賀市馬堀町３丁目10番18号
債務者　小山　敦利
１　決定年月日時　平成23年８月25日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第１９０１号
愛知県海部郡蟹江町大字須成字下惣作2187番地87
債務者　柳橋　　夕（旧姓平井・小出石）
１　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２００９号
名古屋市中区松原２丁目１番22号　メゾン・ド・セティエーヌ706号
債務者　髙田　幸成
１　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０２２号
名古屋市中区新栄２丁目23番７号　川秀ビル１階西
債務者　差波　　智
１　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８８号
和歌山市森小手穂728番地の６
債務者　田村都惠美
１　決定年月日時　平成23年８月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３４６号
和歌山県紀の川市北大井400番地７
債務者　野間　澄彦
１　決定年月日時　平成23年８月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３４８号
和歌山市岩橋1508番地の３
債務者　太田　尚吾
１　決定年月日時　平成23年８月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３４９号
和歌山市大谷172番地の４　大谷マンション105
債務者　伏虎建設こと山中規嗣こと　許　　昌根
１　決定年月日時　平成23年８月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３６４号
和歌山市築港１丁目12番地の１　サンコーポ103号
債務者　和光住設こと　吉見　孝夫
１　決定年月日時　平成23年８月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３６５号
和歌山市築港１丁目12番地の１　サンコーポ103号
債務者　吉見　落実
１　決定年月日時　平成23年８月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３７５号
和歌山市松江1309番地の68　東松江ハイツ107号
債務者　守屋　太輔
１　決定年月日時　平成23年８月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３７８号
和歌山県海南市野上中575番地17
債務者　竹嶋　幸子（旧姓穴見）
１　決定年月日時　平成23年８月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第３７９号
和歌山市西高松１丁目５番32―101号　シティーハイツ高松101号
債務者　東出　康訓
１　決定年月日時　平成23年８月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係